



一般社団法人東京工業団体連合会  
団体労災保険のご案内

労働災害総合保険

優良割引

**40%** 適用

(過去の損害率による割引)



## &lt;この保険の特長&gt;

1. 高額補償に対応できます
2. 保険料が格安です
3. 保険料は全額損金処理できます
4. 災害補償制度を創設できます
5. 従業員の確保につながります
6. 労使関係が一層円滑になります

申込締切日：令和元年7月5日(金)

## この保険の特長

### 1. 高額補償に対応できます

業務上災害や出退勤途上の災害が生じた場合、この制度の採用により、高額の補償が得られます。

### 2. 保険料が格安です。

団体契約ですので、個別に加入するより保険料が格安になっており有利です。  
(本団体保険契約では過去の損害率による割引40%が適用されています。)

### 3. 保険料は全額損金処理できます

ご負担された保険料は全額損金(または必要経費)として処理できます。また会員企業がお受取りになる保険金は「雑収入」として課税対象になりますが、法定外補償金として支出するため結果的には相殺され、課税されません。(法改正により変更になる可能性があります。実際の税務処理は税理士にご確認ください。)

### 4. 災害補償制度を創設できます

この保険の裏付けがあれば、安心して災害補償制度を創設したり、いっそう充実させることができます。

### 5. 従業員の確保につながります

労働力の定着化、良質の労働力の長期確保、新規労働者の長期確保につながります。

### 6. 労使関係が一層円滑になります

この制度の加入により従業員の労働災害に対する補償が充実し、福利厚生に役立ちます。  
災害補償について労使間で生じる紛争を減らし、労使関係の安定化にも役立ちます。

ご加入の際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

### 1. 商品の仕組み

この商品は労働災害総合保険普通保険約款に法定外補償条項等をセットしたものです。

### 2. 保険契約者

一般社団法人東京工業団体連合会

### 3. 保険期間料

令和元年8月1日午後4時から令和2年8月1日午後4時まで1年間となります。

### 4. 申込締切日

令和元年7月5日(金) 加入依頼書到着分まで

### 5. 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

### 6. 被保険者

一般社団法人東京工業団体連合会の会員で、政府労災保険に加入している事業主

### 7. 加入手続方法

- ・継続加入の場合、更改連絡票をご記入のうえ、必要書類とあわせて7月5日(金)までに取扱代理店までご提出ください。
- ・新規加入の場合、工団連事務局までご連絡をお願いします。
- ・中途加入は受付していません。

### 8. 保険料支払方法

第1回保険料は(一社)東京工業団体連合会事務局へ7月末日までにお支払いください。

# 労働災害総合保険(法定外補償条項)とは

貴社の従業員や臨時雇などの被用者が業務上災害によって身体障害を被った場合に、貴社が被災者またはその遺族に、政府労災保険の上乗せとして支給する補償金を保険金(死亡補償保険金・後遺障害補償保険金・休業補償保険金・災害付帯費用保険金)として貴社にお支払いします。

## お支払いする保険金の種類

以下の保険金をお支払いします。

- 死亡補償保険金
- 後遺障害補償保険金(1級から14級)
- 休業損害保険金

- (注1)「死亡補償保険金のみ」、「死亡・後遺障害(1級から14級)補償保険金のみ」、「死亡・後遺障害(1級から3級まで)補償保険金のみ」といった契約も可能です。ただし、高額な保険金額の設定や後遺障害の下位等級のみ(例えば、10級から14級のみ)を選択して設定することは一部制限させていただく場合がありますので、事前に取扱代理店までご照会ください。
- (注2)保険期間中に発生した政府労災保険の給付対象となる労災事故(業務上災害および通勤災害)を対象とします。業務上・業務外の認定、後遺障害の等級および休業の期間等については政府労災保険の認定に従います。
- (注3)保険金は、その全額を被災者またはその遺族に補償金としてお支払いいただきます。その際、被災者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。
- (注4)休業補償は、政府労災保険と同じく、療養のため休業し、賃金を受けない日の第4日目以降の期間を対象とし、1,092日分を限度とします。

## 対象となる被用者の範囲

原則として貴社の労働者全員(正規従業員およびアルバイト等の臨時雇)とします。

(ただし、臨時雇を除外して引き受けることも可能です。)

(注1)法定外補償規定を定めている場合は、その規定の適用を受ける労働者の範囲でのお引き受けとなります。

(注2)役員、個人事業主、海外駐在員、下請業者従業員などは原則として対象となりませんが、別途、以下の特約条項をセットすることで保険の対象とすることも可能です。詳細は、取扱代理店までご照会ください。

### ・下請負人担保特約条項

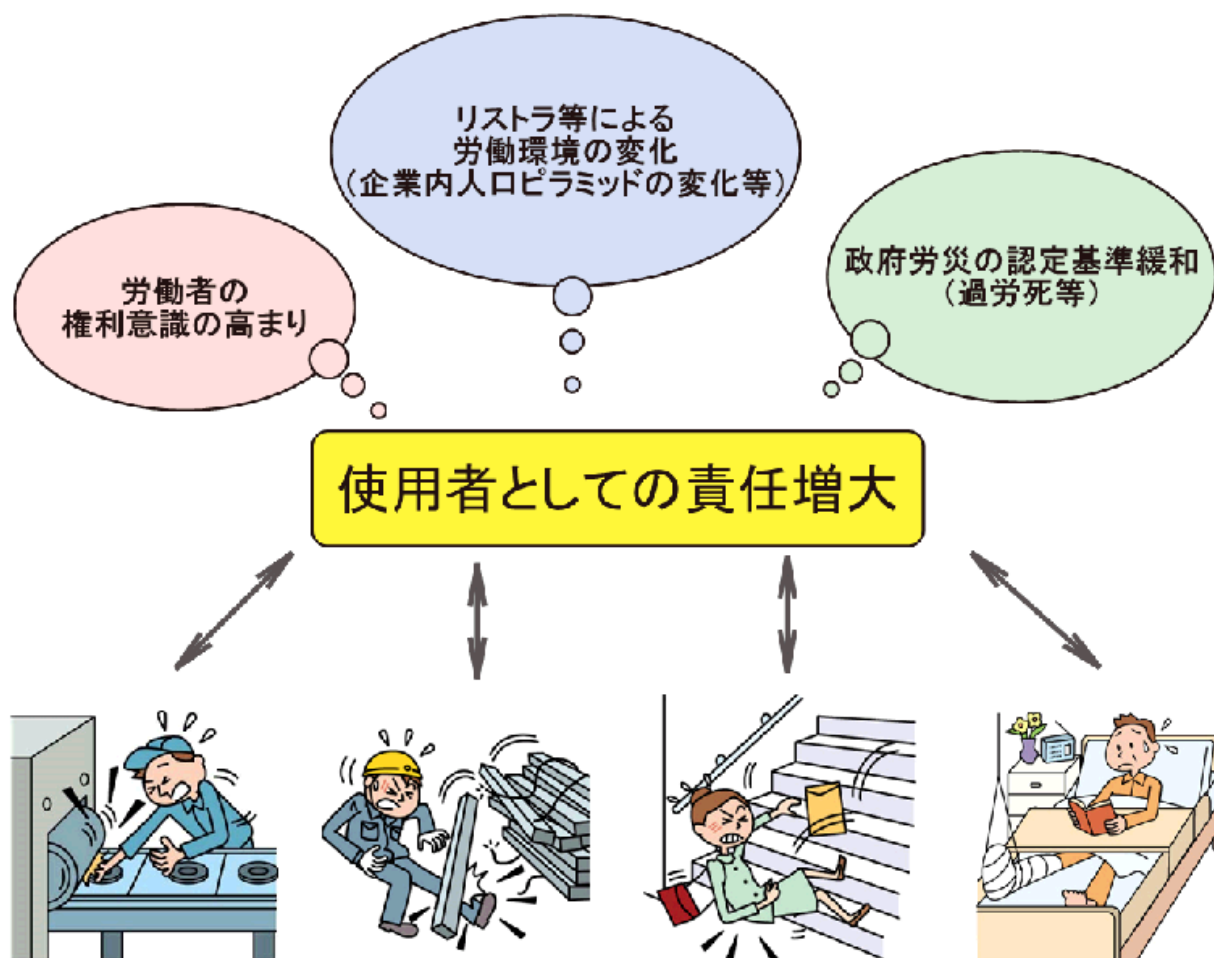
下請業者の従業員や政府労災保険に特別加入している下請負人自身を補償の対象に含める特約条項です。本特約条項は建設事業(政府労災保険の事業種類番号が31~38)のご契約にのみセットすることができます。

### ・特別加入者担保特約条項

政府労災保険に特別加入(第1種または第2種特別加入)している事業主、一人親方等を補償の対象に含める特約条項です。

# 使用者賠償責任保険にも任意でご加入いただけます！！

## 労働災害総合保険(使用者賠償責任条項)とは



## 「過労死」等事案の例

※実際のお支払いはご加入状況等により異なります。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

**【判決】**  
1億1,000万円

長男(当時24歳)が勤務中に自殺したのは過酷な労働で精神的に追いつめられたためだとして、母親が勤務先食品会社を相手に提訴。過労とうつ病による自殺との間に相当因果関係があり、会社は安全配慮の義務を怠ったとして、約1億1,000万円の支払いを命じた。

**【判決】**  
約4,000万円

長距離運送の仕事にくも膜下出血で亡くなったトラック運転手(男性・当時43歳)の遺族3人が勤務先を相手に訴訟提起。会社側が休憩場所など適切な労働条件を確保せず、長時間の過重な労働を強いており、会社に安全配慮義務違反があったとして、約4,000万円の支払いを命じた。

**【判決】**  
6,000万円

持病の気管支喘息を悪化させた結果死亡したのは過労が原因として、亡くなった社員の遺族が、勤務先の会社を相手取り、約1億1,000万円の損害賠償と、同社が受け取った約1億円の団体定期保険の引渡しを求めて提訴。同社が合計6,000万円を支払うことで和解。

万一の労働事故発生により被災従業員やその遺族等より貴社が訴えられてしまった場合、争訟費用や法律上の賠償責任を負担することにより支払うべき損害賠償金は上記の「過労死」等の事案の例のように非常に高額となってしまうおそれがあります。

そこで、これらをカバーする、「労働災害総合保険使用者賠償責任条項」のご加入をぜひおすすめします。

# 労働災害総合保険(使用者賠償責任条項)とは(続き)

## お支払いする保険金の種類

従業員が被った労働災害について、使用者(企業)が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金(※1)および解決のために支出する費用(※2)をお支払いします。

(※1)下記①～③の合算額を超過した損害賠償金を賠償保険金としてお支払いします。また、賠償保険金のお支払いは、政府労災の認定を受けた場合にかぎります。使用者賠償責任条項の賠償保険金は、損害賠償金が以下の金額を超える場合に、その超過額についてのみ(自己負担額の設定がある場合は、超過額から自己負担額を差し引いた額についてのみ)、てん補限度額を限度としてお支払いします。

- ①政府労災からの給付金(特別支給金は除きます。)
- ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等からの支払われるべき金額
- ③-a. 企業が法定外補償規定を定めている場合はその規定に基づき支払われるべき金額  
-b. 法定外補償規定を定めていなくとも、政府労災の上乗せとなる労働災害総合保険契約の法定外補償条項を締結している場合はその法定外補償条項により支払われるべき金額

お支払いする賠償保険金の範囲は、逸失利益・休業損失・慰謝料等となります。

(※2)下記の争訟費用等を費用保険金としてお支払いします。

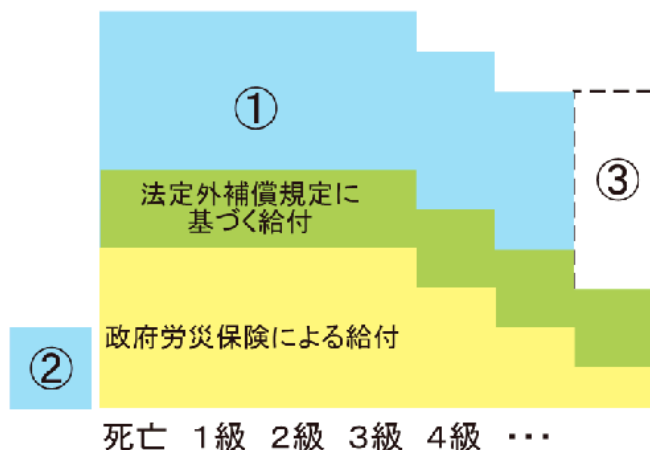
- ①弁護士報酬を含む争訟・和解・調停または仲裁に要した費用
- ②示談交渉に要した費用
- ③解決のための損保ジャパン日本興亜への協力費用
- ④第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用

## 保険給付のイメージ図

■ : 使用者賠償責任条項の補償範囲

- ①賠償保険金
- ②費用保険金
- ③貴社に民事責任のない事故(使用者賠償責任条項適用対象外)

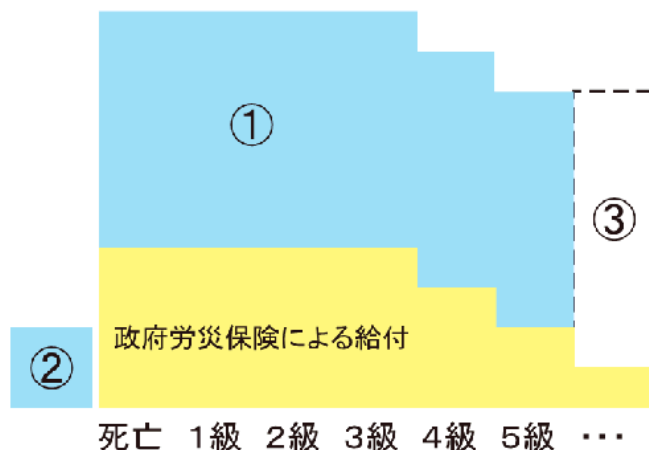
### (1) 貴社が法定外補償規定を定めている場合



<解説>

貴社が法定外補償規定を定めている場合には、使用者賠償責任条項は法定外補償規定に基づく支払いの上乗せ補償となります。

### (2) 貴社が法定外補償規定を定めていない場合



<解説>

貴社が法定外補償規定を定めていない場合には、使用者賠償責任条項は政府労災保険の上乗せ補償となります。

また、法定外補償規定を定めていなくとも、労働災害総合保険の法定外補償条項契約がある場合、使用者賠償責任条項は、法定外補償条項契約に基づく支払いを超える部分の補償となります。

※使用者賠償責任条項でのお支払いは、てん補限度額(1名/1災害)を限度とします。使用者賠償責任条項をセットする場合のてん補限度額・保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

# 保険金額と保険料

## 補償額(保険金額)

上乗せ労災補償(法定外補償条項)

1名あたりの保険金額内容(通勤(出退勤)事故による保険金額も同額です。)

法定外定額方式による加入型		A型	B型
後遺障害区分	死亡	500万円	1,000万円
	1～3級	500万円	1,000万円
	4級	400万円	800万円
	5級	350万円	700万円
	6級	300万円	600万円
	7級	250万円	500万円
	8級	200万円	400万円
	9級	150万円	300万円
	10級	100万円	200万円
	11級	50万円	100万円
	12級	25万円	50万円
	13級	15万円	30万円
	14級	10万円	20万円
	休業補償	1日につき1,000円	1日につき2,000円

使用者賠償責任保険

被災従業員1名につき (支払限度額)	5,000万円
1労働災害につき (支払限度額)	1億円

※上記以外の型をご要望の場合は別途ご相談のうえ算出します。

※事業主(企業)は政府労災保険に加入されていることが必要となります。

※法定外補償規定(被用者に対し政府労災保険等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。)を定めているかどうかお申し出ください。規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。

※この保険規約と補償内容が重複する他の保険契約をご加入されているときはその旨お申し出ください。保険金額によっては、今回ご加入いただく契約と保険金が按分してお支払いする場合があります。

上記は、保険金額設定・年間保険料の一例です。実際には、貴社の事業種類番号、被用者数(人)、賃金総額(万円)により、保険料は異なりますので、詳しい内容については、取扱代理店までお問い合わせください。

(注1) 賃金総額には、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金(半年ごとのボーナス等)も含まれます。

(注2) 上記年間保険料は、過去の損害率による割引40%、保険期間1年を前提として算出したものです。団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

(注3) 各会員さまごとに、被用者数(建設事業以外)や年間完成工事高(建設事業)に応じた割引が適用できる場合があります。詳しい内容については、取扱代理店までお問い合わせください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険金のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 月払保険料

上乗せ労災保険料+使用者賠償保険料(任意で加入)=合計保険料

上乗せ労災補償=従業員1名あたりの保険料(従業員数とは現在政府労災に申告の人数をいいます。)

使用者賠償保険=賃金総額100万円あたりの保険料

事業種類 コード	業種 (政府労災区分による)	上乗せ労災補償		使用者賠償 上乗せ労災の加入型により保険料が異なります。	
		A型	B型	A型	B型
36	機械装置の組立据付業	810円	1,610円	290円	260円
41	食料品製造業	200円	390円	110円	100円
42	繊維工業、繊維製品製造業	170円	340円	210円	190円
44	木材又は木製品製造業	720円	1,440円	940円	860円
45	パルプ又は紙製造業	460円	910円	360円	330円
46	印刷又は製本業	160円	320円	140円	130円
47	化学工業	250円	480円	90円	90円
48	ガラス又はセメント製造業	200円	400円	150円	140円
51	非鉄金属精錬業	420円	820円	220円	200円
52	金属材料品製造業	830円	1,660円	540円	490円
53	鋳物業	540円	1,090円	490円	450円
54	金属製品製造業・加工業	770円	1,540円	400円	360円
55	めっき業	310円	630円	290円	270円
56	機械器具製造業	340円	690円	170円	160円
57	電気機械器具製造業	100円	200円	50円	40円
58	輸送用機械器具製造業	220円	440円	100円	90円
60	計量器、光学機械、時計製造業	100円	200円	40円	40円
61	その他の製造業	310円	620円	490円	450円
94	その他の各種事業	110円	210円	20円	20円

# ご加入者向け付帯サービスのご案内

## 損保ジャパン日本興亜・こころとからだホットライン

損保ジャパン日本興亜・こころとからだホットラインは、損保ジャパン日本興亜の労働災害総合保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

### <サービスメニュー>

- 健康・医療相談サービス ●介護相談サービス ●育児相談サービス ●医療機関情報提供サービス
  - 健康管理相談サービス ●健康チェックサポートサービス ●公的給付相談サービス
  - 法律・税金相談サービス ●メンタルヘルス相談サービス ●メンタルITサポートサービス
  - マネジメントサポートサービス ●リハビリテーションサポートサービス ●職場復帰サポートサービス
- (注)本サービスは損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携業者がご提供します。

など

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

### ◆◆◆ 法定外補償条項 ◆◆◆

#### 保険金をお支払いする主な場合

被保険者(注1)の被用者(注2)が業務上災害(注3)によって身体障害(死亡、後遺障害、負傷、疾病)を被った場合に、政府労災保険等(注4)の上乗せとして、被保険者が被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害について、被保険者に保険金(死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、休業補償保険金)をお支払いします。

(注1)被保険者とは、事業主(企業)をいいます。

(注2)被用者とは、事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者(正規従業員、アルバイト、パートタイマー等)のうち保険証券に記載された者をいいます。役員、個人事業主、海外駐在員、下請業者の従業員等の事故については、特約条項をセットすることにより保険の対象にできる場合があります。

(注3)通勤途上(出勤および退勤)の災害については、「通勤災害担保特約条項」をセットすることで保険金お支払いの対象となります。

(注4)被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等(以下「政府労災保険等」といいます。)の保険関係が成立していることが必要です。

この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間などについては、政府労災保険などの認定に従います。

#### 保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害(天災危険担保特約条項をセットしない場合)
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害
- ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被用者の身体障害
- ⑤風土病による被用者の身体障害
- ⑥職業性疾病による被用者の身体障害(職業性疾病担保特約条項をセットしない場合)
- ⑦石綿(アスベスト)または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害
- ⑧被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体障害(下請負人担保特約条項をセットしない場合)
- ⑨被用者の無資格運転または酒酔運転によるその被用者本人の身体障害
- ⑩賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金

など

### ◆◆◆ 使用者賠償責任条項 ◆◆◆

#### 保険金をお支払いする主な場合

被保険者(注1)の被用者(注2)が業務上災害によって被った身体障害(死亡、後遺障害、負傷、疾病)について、被災した被用者またはその遺族からの損害賠償請求により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害に対しててん補限度額を限度として、被保険者に保険金(注3)をお支払いします。

(注1)被保険者とは、事業主(企業)をいいます。

(注2)被用者とは、事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者(正規従業員、アルバイト、パートタイマー等)のうち、保険証券に記載された者をいいます。海外駐在員、下請業者の従業員等の事故については、特約条項をセットすることにより保険の対象にできる場合があります。

(注3)訴訟や調停となった場合は、それに要する費用や弁護士報酬についても、賠償保険金の外枠で保険金の対象となります。(必ず事前に損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。)ただし、損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金額に対する割合をもってお支払いします。

(注4)被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等(以下「政府労災保険等」といいます。)の保険関係が成立していることが必要です。

この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上災害の認定および後遺障害の等級などについては、政府労災保険などの認定に従います。

(注)使用者賠償責任条項の費用保険金(争訟費用や弁護士報酬など)のお支払いについては、政府労災保険等の給付を絶対要件とはしていませんが、明らかに業務上災害に該当しない場合などはお支払対象とはなりません。事前に損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

#### 保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害(天災危険担保特約条項をセットしない場合)
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害
- ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被用者の身体障害
- ⑤風土病による被用者の身体障害
- ⑥職業性疾病による被用者の身体障害(職業性疾病担保特約条項をセットしない場合)
- ⑦石綿(アスベスト)または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害
- ⑧被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体障害(下請負人担保特約条項をセットしない場合)
- ⑨賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金

など

# ご加入にあたってのご注意

- ご契約の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 特に、保険料算出基礎数字となる平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等の保険料計算に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 法定外補償規定(被用者に対し政府労災保険等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。)を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、法定外補償条項については、規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。

## ■ご加入時における注意事項(告知義務等)

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書、および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、以下のとおりです。

- ・被保険者、対象とする被用者の範囲、他の保険契約等のことをいいます。

## ■ご加入後における留意事項(通知義務等)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

- ①加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
- ②法定外補償規定の新設または変更をする場合

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合には、損保ジャパン日本興亜まで通知する必要はありません。)

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。
- ・ご契約者の住所などを変更される場合
- (3) 重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

## 【法定外補償条項の場合】

- 法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。
- 同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。
- 休業補償保険金は、休業して賃金を受けない第4日目以降の休業を対象とし、1,092日分を限度とします。

## 【使用者賠償責任条項の場合】

- 使用者賠償責任条項の賠償保険金は、損害賠償金が以下の金額の合計額を超える場合に、その超過額についてのみ(自己負担額の設定がある場合は、超過額から自己負担額を差し引いた額についてののみ)、てん補限度額を限度としてお支払いします。
- ・政府労災保険等から支払われるべき金額
- ・自動車損害賠償責任保険等から支払われるべき金額
- ・法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払われるべき金額
- ・法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険の法定外補償条項から支払われるべき金額

- この保険につきましては、ご契約時に保険期間中の被用者の平均被用者数(法定外補償条項が定額方式の場合)または賃金総額(法定外補償条項が定率方式の場合または使用者賠償責任条項の場合)の見込み額により暫定保険料をお支払いいただき、保険期間終了後にそれらの実際値に基づき計算した確定保険料との差額を精算します(建設事業の契約においては、完成工事高や請負金額から平均被用者数または賃金総額を算出する場合があります。)

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について  
この保険はクーリングオフの対象とはなりません。

- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。



## ご加入にあたってのご注意(続き)

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いについて
  - 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
  - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

## 万一事故にあわれたら

- 万一事故が発生した場合は、以下を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下を履行しなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
  - (1)以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
    - ①事故発生の日時、場所および状況ならびに身体障害を被った被用者の住所・氏名・身体の障害の程度
    - ②損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
  - (2)身体障害の発生および拡大の防止に努めてください。
  - (3)第三者に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
  - (4)損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
  - (5)損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
  - (6)他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
  - (7)上記(1)から(6)のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②事故(災害)の日時、原因および状況等が確認できる書類	災害状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災、政府労災保険等の給付請求(写)、政府労災保険等の支給決定通知書(写) など
③身体の障害に対する補償の額、身体の障害の程度および身体の障害の範囲などが確認できる書類	診断書(死亡診断書)、死体検案書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、法定外補償規定(写)、補償金受領証 など
④公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など

(注)事故(災害)の内容(ケガの程度)または身体の障害に対する補償の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

### 【使用者賠償責任条項の場合】

- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。  
(注)この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。
- 使用者賠償責任条項の保険金請求権に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

## 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 株式会社東京エイドセンター 担当：中橋  
〒163-0943 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリスビル16F  
TEL 03-5381-8452（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京公務開発部 東京公務課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL 03-3349-5415（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- 指定紛争解決機関  
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>  
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。  
【事故サポートセンター】0120-727-110  
<受付時間>平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間  
※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。  
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。